

地方法人課稅關係資料

法人課税に係る主な制度改正

第1回検討会
事務局提出資料

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
10	<ul style="list-style-type: none"> ・企業活力と国際競争力維持のため、基本税率を37.5%→34.5%に引下げ ・課税ベースの拡大・適正化(～15年度) 	<ul style="list-style-type: none"> (法人住民税に自動影響) ・法人事業税の標準税率引下げ(普通法人の800万円超の税率12%→11%) ・軽減税率の適用所得区分の見直し(適用所得額の引上げ) 	114,232 (36,554)	28,019	41,177
11	<ul style="list-style-type: none"> ・恒久的な減税として基本税率を34.5%→30.0%に引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> (法人住民税に自動影響) ・恒久的な減税として法人事業税の標準税率引下げ(普通法人の800万円超の税率11%→9.6%) ・法人事業税の減税への対応として法人税に係る交付税法定率を32%→32.5%に引上げ 	107,951 (35,084)	25,189	36,228
12		<ul style="list-style-type: none"> ・法人事業税の減税への対応として法人税に係る交付税法定率を32.5%→35.8%に引上げ 	117,472 (42,055)	26,712	38,259
13			102,578 (36,723)	26,903	40,075
14			95,234 (34,094)	23,267	33,753

※下段括弧内は交付税原資となる額

年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
15			101,152 (36,212)	24,763	35,450
16		・法人事業税への外形標準 課税の導入 ・法人事業税所得割の税率 を9.6%から7.2%に引下げ	114,437 (40,968)	27,217	40,251
17		・法人事業税の分割基準の 見直し(非製造業に事務所 数を導入、本社管理部門の 従業者数の1/2割落としを 廃止)	132,736 (47,519)	30,282	45,839
18		・法人関係税の恒久的減税 の恒久化に伴い、法人税に 係る交付税法定率を35.8% →34%に変更	149,179 (53,406)	34,827	52,331
19			147,444 (50,131)	36,980	54,703
20		・地方法人特別税、地方法 人特別譲与税制度の創設	100,106 (34,036)	33,604	50,716
21			63,564 (21,612)	21,797	32,644
22			89,677 (30,490)	24,010	35,712

※下段括弧内は交付税原資となる額

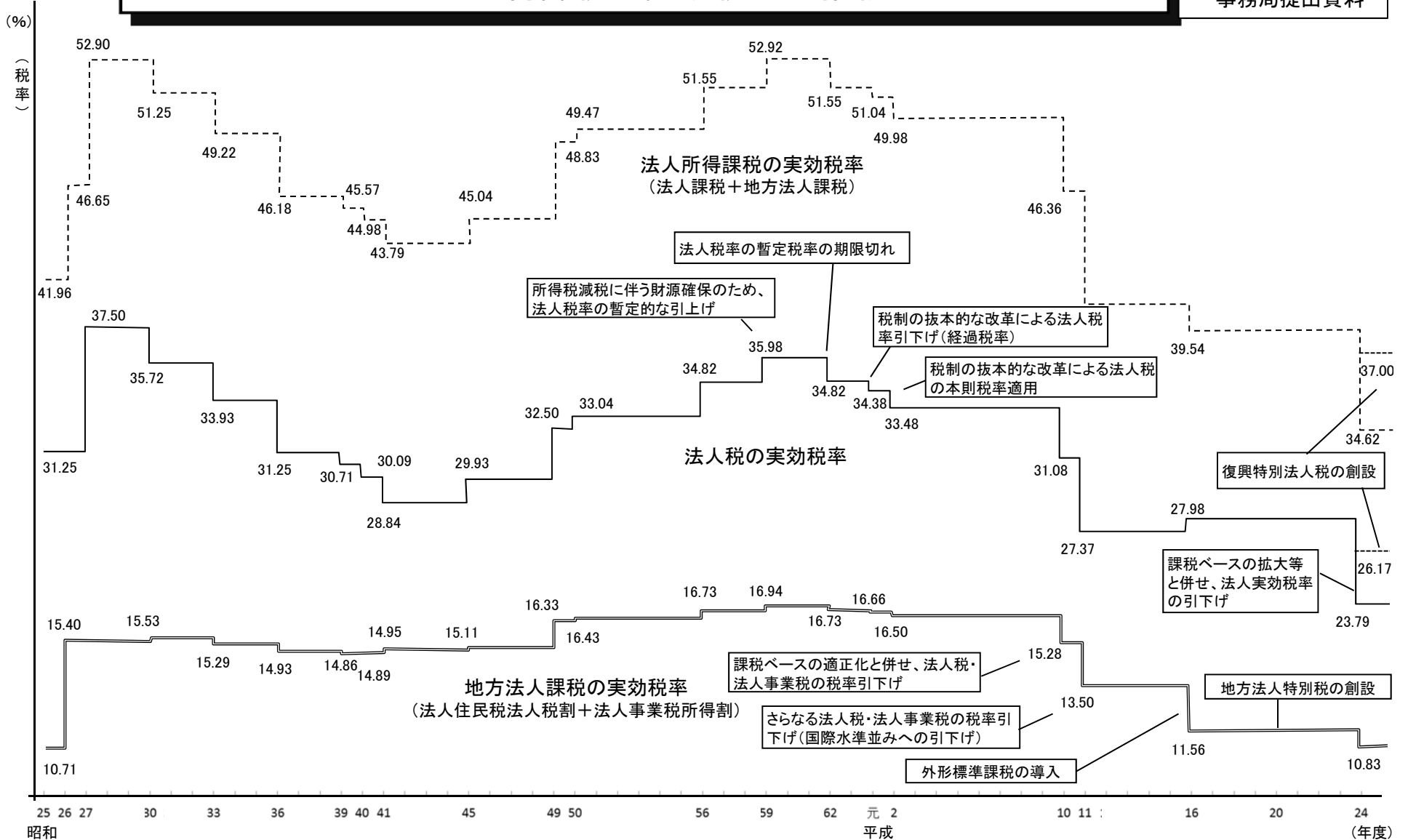
年度	法人税に係る制度改正 (地方法人課税に影響するもの)	地方法人課税・交付税 に係る制度改正	法人税 税収額※	法人住民 税税収額	法人事業 税税収額
23			77,920 (26,493)	22,684	37,111
24	<ul style="list-style-type: none"> ・基本税率を30.0%→25.5% に引下げ ・課税ベースの拡大 ・復興特別法人税の創設 (～26年度) 	<ul style="list-style-type: none"> (法人住民税に自動影響) (法人事業税収の増) 	88,080 (29,947)	24,635	39,462

※H22までは各年度の決算額、H23及びH24は各年度の地財・予算額。

※「法人住民税税収額」及び「法人事業税税収額」は、超過課税は除く。また、「法人事業税税収額」については、地方法人特別譲与税を含む。

法人所得課税の実効税率の推移

第1回検討会
事務局提出資料



(注) 1 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
 2 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
 3 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
 4 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
 5 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したもの。

1. 法人税の税率の引下げと法人課税の課税ベースの拡大等(平成24年度～)

(※一部、平成23年度より適用)

	(平年度影響額)
○法人税の税率引下げ(30%→25.5%)	▲1兆2,194億円
法人税の課税ベースの拡大等	5,849億円
政策減税等	▲1,413億円

➡ 交付税原資(34%)の減少	▲2,638億円
-----------------	----------

法人事業税の増収	1,666億円
法人住民税の減収	▲1,394億円

※都道府県と市町村の増減収を調整するため、市町村の減収額相当額(991億円)について
道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲(平成25年度～)

2. 復興特別法人税(法人税額の10%)の課税(平成24～26年度)

約8,000億円

3. 消費税及び地方消費税の税率の引上げ(平成26年度～、平成27年10月～)

➡ 地方消費税収の増	3兆1,703億円
------------	-----------

(平成22年度税収額から機械的に試算)

所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)(抄)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代(平成22年から平成31年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

3 第1項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース(課税標準とされるべきものの範囲をいう。第5号において同じ。)の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

法人実効税率引下げの考え方

○ 平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日） 抜粋

2. 平成23年度税制改正の基本的な考え方

(1) デフレ脱却と雇用のための経済活性化

デフレから脱却し、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくため、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大する必要があります。このため、新成長戦略の一環として、平成23年度税制改正において、課税ベースの拡大等と併せて、法人実効税率を5%引き下げます。中小法人に対する軽減税率についても3%引き下げます。デフレ脱却と雇用拡大を最優先して、「ペイアズユーゴー原則」¹との関係では今回の税制改正による財源の確保は十分ではありませんが、思い切った引下げ措置を講ずることにします。また、雇用促進、環境関連投資、総合特区制度・アジア拠点化等を推進するための政策税制措置等を講じます。さらに、贈与税を見直し、高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進します。

○ 参議院本会議（平成23年1月24日） 内閣総理大臣発言抜粋

我々は、経済連携の推進と農林漁業の再生が平成の開国の突破口になると考え、以上のような方針を定めました。国民の皆様はこの問題に高い関心を寄せておられます。各党の意見を持ち寄り、この国会で議論を始めようではありませんか。

さらに、この平成の開国を成長と雇用につなげるため、新成長戦略の工程表を着実に実施します。既に、前国会の所信表明演説でお約束した政策が決定され、実行に移されています。国内投資促進プログラムを策定し、法人実効税率の5%引下げを決断しました。中小法人の軽減税率も3%引き下げます。

復興特別法人税の概要

1 趣旨

東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するための特別措置として、復興特別所得税とともに創設するもの H24税込:4,810億円、H25税込:9,145億円 ※いずれも政府当初予算案ベース
(根拠法:東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法)

2 制度概要

① 納税義務者 法人(人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。)

② 税額の計算

$$\text{各課税事業年度の基準法人税額} \times 10\% - \left[\text{外国税額} + \text{復興特別所得税額} \right]$$

※ 基準法人税額 = 各事業年度の所得に対する法人税の額(連結親法人にあつては、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額)。ただし、①特定同族会社の留保金課税、②土地譲渡益追加課税、③所得税額控除、④外国税額控除及び⑤仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除を適用しない場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。

③ 課税事業年度

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度

③ 申告及び納付

- ・各事業年度終了の日の翌日から2月以内に申告・納付 ※ 基準法人税額がない場合は、申告書の提出は不要
- ・復興特別所得税額で復興特別法人税額から控除しきれなかった金額がある場合は、申告により還付される。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

三 法人課税については、平成二十七年度以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

法人税額・地方法人二税額の推移

	H23決算	H24決算(見込み)
法人税	93,514億円	97,583億円
地方法人二税	45,037億円	47,487億円
法人住民税(都道府県)	6,627億円	6,941億円
法人住民税(市町村)	17,376億円	18,399億円
法人事業税	21,034億円	22,147億円

○ 平成25年度においては、地方法人二税の増収が見込まれる。

増収が見込まれる理由

・収入年度の違いによる影響額

法人住民税については、平成25年度税収の課税ベースとなる平成24年度法人税額が伸びているため、増収が見込まれる。

法人事業税についても、平成24年度法人税額が伸びていることは、平成25年度法人事業税収の課税ベースとなる所得が伸びていることを表しているため、増収が見込まれる。

・税率引下げの影響を受けないことによる影響額

法人事業税については、法人税率の引下げの影響を受けないため、平成24年度法人税額の伸びに比べてより一層の増収が見込まれる。

法人課税に関する経済団体からの意見

○ 日本経済団体連合会「地方法人課税のあり方（平成25年5月10日）」

わが国の立地競争力を強化し、内外の企業による投資を促進し、国内における雇用を維持・拡大させるためには、わが国の法人実効税率を最終的にはアジア近隣諸国並みの約25%まで引き下げることが不可欠である。経済活動の主体は国民と企業であり、雇用の主体は企業である。企業の成長なくして雇用の増加はなく、消費の拡大も実現しない。現在、政府においては、法人実効税率は、復興特別法人税が終了する平成27年度以降の検討課題に留まっているが、わが国の厳しい事業環境を踏まえれば、遅きに失すると言わざるを得ない。税制改正は国家の成長戦略を実現する手段である。「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指し、国・地方を通じた法人実効税率のさらなる引き下げに向け、早期に道筋をつけるべきである。

地方法人課税については、国・地方を通じた税財政改革を行う中で、税目の整理・統合も含め、そのあり方を抜本的に改革し、負担軽減へとつなげていく必要がある。わが国は今や成熟社会を迎え、経済構造は大きく変化している。また、地方における税源の著しい偏在の状況が容易に変わることはない。したがって、自治体が自ら徴収する地方法人課税をもって地方財政の相当部分を賄うという現状は見直さなければならない。地方法人所得課税の国税化を図った上で、その配分において地方交付税、地方譲与税等もあわせた一般財源を保障する仕組みを構築すべきである。

○ 経済同友会「法人実効税率25%への引き下げの道（平成25年7月3日）」

こうした中、法人実効税率を国際標準レベルである25%に引き下げることは、まさに「成長戦略を強固にする税制」と呼ぶに相応しいと言えよう。

現在の高い法人実効税率を嫌気して、海外へ生産拠点等に移転している企業については、新興国の人件費上昇や過度の円高修正と相俟って、法人実効税率の引き下げを契機に、国内回帰の動きを加速させることは十分にあり得る。そして、これらの回帰を通じて、日本のモノづくりの基盤再建に寄与するとともに、そこで生み出された新たな雇用が、消費の拡大、企業セクターの収益増を通じて、更なる成長に繋がっていくことが期待される。

同様に、日本の立地競争力強化は海外企業による日本進出の加速にも繋がる。更に、法人実効税率の引き下げによるビジネスコストの低下は、国内で活動している企業の収益増加も後押しする。

法人実効税率の構成要素としては、国税である法人税と、地方税である法人住民税(法人税割)、法人事業税(所得割)、地方法人特別税に分けられる。最終的には、これらの地方税部分を他の税に代替させることで、法人実効税率の引き下げを図る。具体的には、その創設の経緯から地方法人特別税並びに法人事業税については地方消費税による代替を、法人住民税については個人住民税(所得割)及び固定資産税(土地)による代替が考えられる。

○ 日本商工会議所「平成26年度税制改正に関する意見（平成25年7月18日）」

I. 成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置

4. 立地競争力強化に向けた法人課税の軽減を

(1) 国際競争力強化のため、法人実効税率のアジア諸国並み(20%台前半)への引き下げを

グローバル競争が進展する中、諸外国が法人実効税率を引き下げしており、わが国の法人実効税率(約35.6%(復興法人特別税付加後約38%))は国際的に見て未だ高い水準にある。この状況が続けば、対日投資の減少はもとより、わが国企業の海外への生産拠点の移転が進み、空洞化がさらに加速する。結果的に、雇用が失われ、国民生活に大きな影響を与えることは明らかである。わが国の立地競争力の強化を迅速に図るため、復興増税終了を待たずに、法人実効税率を早急に競争相手であるアジア諸国並み(20%台前半)へ引き下げる必要がある。法人課税の軽減は、新たな雇用や設備投資を通じて、企業活動を活性化させ、結果として国民生活の向上に資するものである。

V. 地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革

1. 法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保を図るべき

地方税は、安定的かつ偏在性の少ない税源が望ましく、景気による税収変動や地域の偏在性の大きい、地方法人二税に過度に依存している状況は是正すべきである。地方法人二税は国に税源移譲し、法人課税は国際競争力強化の観点から、国として引き下げていくべきである。

地方法人二税の国税化や地方法人特別税の代替財源は、将来の道州制を見据えて、地方交付税制度の見直しの中で、地方への配分の見直しや、個人住民税や地方消費税等の地方税の中であり方を検討すべきである。

なお、地方法人特別税は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの暫定措置として導入されたものであり、今回の消費税引き上げにあわせて撤廃すべきである。

地方税財源の確保・充実等に関する提言 ―当面の課題を中心に―(抄)

平成25年 7月9日 全国知事会(地方税財政常任委員会)

I 地方分権改革の実現等に向けた地方税財源の確保・充実

(5) 地方法人特別税の抜本的な見直し

地方法人特別税は、あくまで暫定的な措置として導入されたものであり、税制抜本改革による地方消費税の引上げ等により、地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立を図るとともに、それに対応して、その廃止等を図ることを基本として検討すべきである。

(6) 税源の偏在性の是正

税制抜本改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべきである。

地方消費税は地方法人課税などと比べ地域間の税収の偏在性が比較的小さい税ではあるものの、一人当たり税収で最大2倍の格差が存在していること、さらに、不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、これらが地方交付税の振替である臨時財政対策債の減少により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体との間の財政力格差がさらに拡大するといった課題が生ずる。そのため、今後も地方分権改革を進め、地方税源の更なる充実を実現していくためには、税源の偏在是正策を講じることが必要不可欠である。

このため、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図る観点から、まずは、偏在性が小さく税収が安定的な消費税と偏在性が大きく税収が景気に左右されやすい地方法人課税との税源交換などについて検討すべきである。

さらに、ナショナルミニマムを上回る部分に対応する地方共通の財源を確保するための地方共同税や、地域間の財政力格差に対処するため、地方交付税の機能強化を図る地方共有税(地方交付税の特会直入化など)などについても、今後、検討すべきである。

○地方法人特別税・譲与税について

『平成26年度 国の施策及び予算に関する提案・要望』(関東知事会)

地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、(中略)税の受益と負担の原則に反するとともに、地方税を充実するという地方分権の基本方向にも逆行するものであり、このような不合理な暫定措置は確実に撤廃し、地方税として復元すること。

『平成26年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求』(東京都)

・法人事業税の不合理な暫定措置を確実に撤廃し、地方税として復元すること。

・税収の偏在に対しては、都市の財源を狙い撃ちした財政調整ではなく、総体としての地方税財源を拡充することで対応す

『平成25年度 国の施策・取組に対する愛知県からの要請』(愛知県)

地方法人特別税については、即時に廃止し、地方税として復元すること。

『平成26年度 国の施策並びに予算に関する最重要提案・要望』(大阪府)

地方法人特別税については、早急に廃止し、地方税として復元すること。

『みやぎの提案・要望 ―平成25年度 国の施策・予算に対する提案・要望―』(宮崎県)

地方法人特別譲与税の見直しを行う際は、特に財政力の弱い団体に配慮した措置を講ずること。

『平成26年度 国の施策及び予算に関する和歌山県の提案・要望』(和歌山県)

・税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること

・それまでの間は、地方法人特別税(譲与税)は維持すること

地方法人課税に関する地方団体等の意見・要望

○地方法人課税全般について

『地方税財源の充実・強化について(平成25年6月)』(四国知事会)

地方消費税の更なる充実や地方法人課税の見直しなど、税制抜本改革により、地域間の税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を早期に実現すること。

『平成26年度 国の施策及び予算に関する提案・要望』(関東知事会)

地方法人課税は、法人が事業活動を通じて地方団体から享受する様々な行政サービスに対して応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源であることから縮減は行わないこと。

平成25年度の税財政等に関する要望(指定都市)

都市的税目である法人住民税について、大都市特有の財政需要を対応するため、国・地方間の税源配分の是正を図る中で配分割合の拡充を図ること。

○課税方式・分割基準等について

『平成25年度 税財政等に関する提案』(全国知事会)

・地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充

(中略)地方団体の重要な財源である地方法人課税についての安易な縮減などの議論は受け入れられるものではない。

また、(中略)法人事業税の応益課税としての性格の明確化や税収の安定化の観点から、対象法人の資本金要件の見直しや付加 価値割の拡大など、外形標準課税制度の拡充を検討すべきである。

・法人事業税における収入金額課税制度の堅持 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

平成25年度の税財政等に関する要望(全国都道府県議会議長会)

法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税制度については、長年にわたり外形課税として定着しており、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

地方法人課税に関する地方団体等の意見・要望

『平成26年度税制改正に関する要望』(社団法人生命保険協会)

生命保険業の現行の課税方式は、まさに税金の安定化に寄与していると考えられます。よって、生命保険業の法人事業税については、現行の課税方式を維持することを要望します。

『2014年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言』(中小企業家同友会全国協議会)

法人事業税の外形標準課税の対象法人を資本金1億円以下にしないこと

『平成26年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求』(東京都)

- ・法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動量を適切に反映したものとする。
- ・地方団体間の財源調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

『平成25年度 重点提案・要望書』(福井県)

法人県民税の分割基準(従業者数)を法人事業税の分割基準(従業者数と事務所数)と同様にすること。

法人事業税について、移動電気通信業における地方税法上の事務所等の定義及び分割基準を「事業用固定資産」にするなど、受益に応じた納税を実現する制度とすること。

平成25年7月8日全国知事会議 和歌山県知事発言内容

「法人事業税の資本割の課税標準の問題。これは偏在の是正のために作られたはずだが、資本金等の額に依拠している。資本金等の額が自社株を購入すると、計算のベースとして控除して計算することになっている。和歌山県の例では、ほとんどゼロに等しいものになるので、そこはなんらかの形で立法の趣旨に近い形に戻してほしい。」

『国への政策提案書(平成25年5月)』(佐賀県)

法人事業税について、親会社による出資比率が一定水準以上の子会社については、親・子会社を一体の企業と見なし、分割基準の適用対象に加えること。また、企業が販売店等の店舗を全国展開する形態として、フランチャイズや販売代行等の契約により受託させる店舗についても、企業の「みなす店舗」として分割基準の適用対象に加えること。

法人課税の体系（H25予算・地方財政計画計上額）

	税額	法人課税全体に 占める割合		
《法人課税総額》	152,892億円	100.0%		
＜国税＞				
法人税	87,140億円	57.0%		
国分(66%)	57,512億円	37.6%	国の収入と なる税金	地方の収入と なる税金の中 に占める割合 31.1%
地方交付税分(34%)	29,628億円	19.4%		
地方法人特別税(国税)	17,685億円	11.6%		18.5%
＜地方税＞				
法人住民税 (道府県・市町村)	24,636億円	16.1%	地方の 収入と なる 税金 95,380 億円	25.8%
道府県・均等割	1,341億円	0.9%		1.4%
道府県・法人税割	5,459億円	3.6%		5.7%
市町村・均等割	3,915億円	2.6%		4.1%
市町村・法人税割	13,921億円	9.1%		14.6%
法人事業税 (道府県のみ)	23,431億円	15.3%		24.6%
付加価値割	4,265億円	2.8%	4.5%	
資本割	2,382億円	1.6%	2.5%	
所得割	14,749億円	9.6%	15.5%	
収入割	2,035億円	1.3%	2.1%	

※ 事業税の内訳は、現年課税分の見込額に、当該見込額のシェアで按分した滞納繰越分及び24年度改正増減を加えた数値。

法人課税の体系の推移

(単位: 億円)

	H9			H19			H23			H25		
	収入額	法人課税全体に占める割合	地方の収入となる税収の中に占める割合	収入額	法人課税全体に占める割合	地方の収入となる税収の中に占める割合	収入額	法人課税全体に占める割合	地方の収入となる税収の中に占める割合	予算額	法人課税全体に占める割合	地方の収入となる税収の中に占める割合
復興特別法人税										9,145	5.6%	
法人税	134,754	63.3%		147,444	61.7%		93,514	60.2%		87,140	53.8%	
国分	88,938	41.8%		97,313	40.7%		61,719	39.7%		57,512	35.5%	
交付税分	45,816	21.5%	37.0%	50,131	21.0%	35.3%	31,795	20.5%	34.0%	29,628	18.3%	31.1%
地方法人特別税		0.0%			0.0%		15,560	10.0%	16.6%	17,685	10.9%	18.5%
法人住民税	30,964	14.5%	25.0%	36,980	15.5%	26.1%	24,746	15.9%	26.4%	24,636	15.2%	25.8%
県・均等割	1,265	0.6%	1.0%	1,401	0.6%	1.0%	1,370	0.9%	1.5%	1,341	0.8%	1.4%
県・法人税割	7,209	3.4%	5.8%	8,945	3.7%	6.3%	5,531	3.6%	5.9%	5,459	3.4%	5.7%
市・均等割	3,634	1.7%	2.9%	3,971	1.7%	2.8%	3,976	2.6%	4.2%	3,915	2.4%	4.1%
市・法人税割	18,856	8.9%	15.2%	22,663	9.5%	16.0%	13,869	8.9%	14.8%	13,921	8.6%	14.6%
法人事業税	47,193	22.2%	38.1%	54,703	22.9%	38.6%	21,494	13.8%	23.0%	23,431	14.5%	24.6%
付加価値割		0.0%	0.0%	5,259	2.2%	3.7%	4,177	2.7%	4.5%	4,265	2.6%	4.5%
資本割		0.0%	0.0%	2,327	1.0%	1.6%	2,237	1.4%	2.4%	2,382	1.5%	2.5%
所得割	43,516	20.4%	35.1%	43,796	18.3%	30.9%	13,175	8.5%	14.1%	14,749	9.1%	15.5%
収入割	3,677	1.7%	3.0%	3,321	1.4%	2.3%	1,906	1.2%	2.0%	2,035	1.3%	2.1%
法人課税総額	212,911	100.0%		239,127	100.0%		155,314	100.0%		162,037	100.0%	
うち地方の収入となる税収	123,973		100.0%	141,814		100.0%	93,595		100.0%	95,380		100.0%

法定外税(法定外普通税及び法定外目的税)
及び標準税率超過課税の収入額について

(単位：千円)

都道府県	H23年度収入額				標準税率 超過課税 D	合計 C+D
	法定外普通税 A	法定外目的税 B	法定外税計 C=A+B			
北海道	539,649	866,742	1,406,391	1,873,234	3,279,625	
青森県	14,617,715	173,315	14,791,030	350,334	15,141,364	
岩手県	0	83,666	83,666	1,110,140	1,193,806	
宮城県	0	452,696	452,696	5,196,561	5,649,257	
秋田県	0	229,857	229,857	742,276	972,133	
山形県	0	202,416	202,416	1,029,599	1,232,015	
福島県	847,946	473,055	1,321,001	1,745,196	3,066,197	
茨城県	605,494	0	605,494	3,269,789	3,875,283	
栃木県	0	0	0	1,708,277	1,708,277	
群馬県	0	0	0	821,876	821,876	
埼玉県	0	0	0	2,922,216	2,922,216	
千葉県	0	0	0	2,592,848	2,592,848	
東京都	0	819,768	819,768	71,003,225	71,822,993	
神奈川県	2,680	0	2,680	18,400,453	18,403,133	
新潟県	1,409,613	303,840	1,713,453	941,824	2,655,277	
富山県	0	0	0	1,018,790	1,018,790	
石川県	0	0	0	1,018,214	1,018,214	
福井県	1,015,650	0	1,015,650	549,157	1,564,807	
山梨県	0	0	0	523,867	523,867	
長野県	0	0	0	1,560,330	1,560,330	
岐阜県	0	20,112	20,112	1,078,293	1,098,405	
静岡県	182,100	0	182,100	6,629,227	6,811,327	
愛知県	0	704,292	704,292	14,330,395	15,034,687	
三重県	0	223,201	223,201	1,007,637	1,230,838	
滋賀県	0	38,684	38,684	1,598,248	1,636,932	
京都府	0	60,805	60,805	4,933,124	4,993,929	
大阪府	0	0	0	29,050,462	29,050,462	
兵庫県	0	0	0	11,226,529	11,226,529	
奈良県	0	108,544	108,544	719,251	827,795	
和歌山県	0	0	0	682,231	682,231	
鳥取県	0	5,347	5,347	353,903	359,250	
島根県	0	452,453	452,453	437,472	889,925	
岡山県	0	480,378	480,378	1,497,016	1,977,394	
広島県	0	544,909	544,909	2,261,349	2,806,258	
山口県	0	239,285	239,285	1,082,045	1,321,330	
徳島県	0	0	0	408,226	408,226	
香川県	0	0	0	675,009	675,009	
愛媛県	0	290,528	290,528	1,284,223	1,574,751	
高知県	0	0	0	407,244	407,244	
福岡県	0	196,232	196,232	3,997,543	4,193,775	
佐賀県	0	102,780	102,780	590,658	693,438	
長崎県	0	98,876	98,876	794,419	893,295	
熊本県	0	139,465	139,465	1,157,749	1,297,214	
大分県	0	279,047	279,047	776,390	1,055,437	
宮崎県	0	227,127	227,127	641,460	868,587	
鹿児島県	0	98,966	98,966	965,598	1,064,564	
沖縄県	993,858	72,966	1,066,824	450,331	1,517,155	
都道府県計	20,214,705	7,989,352	28,204,057	207,414,238	235,618,295	

普通税(法人住民税法人税割、法人事業税
及び普通税計)の徴収率について<H23実績>

(単位:%)

都道府県	法人住民税 法人税割	法人事業税	普通税計
北海道	98.5	98.9	95.8
青森県	99.1	99.3	97.0
岩手県	99.3	99.7	96.9
宮城県	99.0	98.9	95.9
秋田県	98.4	98.9	96.6
山形県	99.1	99.6	96.9
福島県	98.8	99.3	96.3
茨城県	99.2	99.1	95.3
栃木県	98.8	99.0	95.1
群馬県	96.7	95.3	95.5
埼玉県	98.8	98.9	94.4
千葉県	98.9	99.0	95.2
東京都	98.1	97.1	96.4
神奈川県	99.5	99.4	96.3
新潟県	99.5	99.0	97.8
富山県	99.6	99.8	97.2
石川県	99.3	99.8	96.5
福井県	99.3	99.8	96.9
山梨県	99.4	99.7	95.9
長野県	98.8	99.2	96.9
岐阜県	99.1	99.0	96.2
静岡県	99.5	99.7	95.3
愛知県	99.4	99.3	96.2
三重県	99.5	99.8	96.7
滋賀県	99.6	99.5	96.5
京都府	99.3	99.8	97.2
大阪府	99.1	98.4	96.2
兵庫県	99.0	99.2	96.4
奈良県	98.7	98.8	95.6
和歌山県	99.5	99.8	96.9
鳥取県	99.6	99.7	97.7
島根県	99.1	99.2	98.2
岡山県	98.5	98.7	96.6
広島県	99.0	98.9	96.6
山口県	99.4	99.6	97.2
徳島県	99.3	99.0	97.2
香川県	99.4	99.6	97.5
愛媛県	98.8	98.5	96.6
高知県	99.4	99.4	96.8
福岡県	99.0	99.0	96.3
佐賀県	99.4	99.8	97.1
長崎県	99.4	99.6	96.6
熊本県	99.3	99.5	96.1
大分県	98.7	98.7	96.7
宮崎県	99.5	99.8	96.9
鹿児島県	99.2	98.9	96.2
沖縄県	99.4	99.2	96.3
都道府県計	98.8	98.6	96.2

※ 徴収率は、平成23年度収入額(現年課税分+滞納繰越分)÷平成23年度調定額(現年課税分+滞納繰越分)により算出。